

(別表-1-1) 土耕栽培「化学合成農薬及び化学肥料の使用基準(上限)」

R6. 6. 28改正

分類	作物名(作型等)		化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		化学肥料 使用量 (窒素成分量 kg/10a)	堆肥目安量(kg/10a)*				収穫期	備考
			苗購入の場合			牛ふん	豚ふん	鶏ふん	土づくり的堆肥		
水稻	水稻	移植	7	5	4.5						
		湛水直播	7		4.5	1300	500	300	1700		
		乾田直播	8		4.5						
普通 畑作物 等	小麦		5		9	1400	500	300	1800		
	大豆	転換1~2年目	4		3	(500)	(200)	(100)	(600)		転換畑以外の畑作を含む() は堆肥施用があった場合参考とする
		転換3年目以降		6	(900)	(400)	(200)	(1200)		()は堆肥施用があった場合参考とする	
	落花生	マルチ	2		1.5	500	200	100	600		
	そば	夏播き	2		1	400	100	100	500		
	茶	成木園	6		24	-	-	-	-		
	いも・根菜類										
さつまいも	早掘	5	5	1.5						7~8月	化学合成農薬は苗切り離し以降の使用回数
	トンネル	5	5	1.5	500	200	100	600	7~8月		
	普通	6	6	1.5					9~11月		
ばれいしょ	マルチ	7		7.5	1600	600	400	2000			
	露地	7		7.5							
だいこん	春どり	4		7.5	1600	600	400	2000		3~4月	
	初夏どり	6		5						5~6月	
	秋どり	6		1.5	800	300	200	1000		10月	
	冬どり	5		4.5						11~2月	
はつかだいこん		2		4.5	800	300	200	1000			
こかぶ	冬どり	3		9	1600	600	400	2000		12~3月	
	春どり	3		13	2300	900	500	3000		4~5月	
	初夏どり	4		6	1600	600	400	2000		6月	
	夏どり	4		1.5	800	300	200	1000		7~9月	
	秋どり	5		6	1600	600	400	2000		10~11月	
にんじん	トンネル春どり	6		10	1600	600	400	2000			
	秋冬どり	8		7.5							
ごぼう	秋冬どり	5		11	2300	900	500	3000			
	春夏どり	4		11						6~8月	
れんこん	普通	2		13.5	-	-	-	-			()は堆肥施用があった場合参考とする
	ハウス	2		13.5	(2300)	(900)	(500)	(3000)			
さといも	マルチ	5	4	9	1600	600	400	2000			種芋生産を含む
	トンネル	3	2	7.5							
	露地	5	4	9	1600	600	400	2000			
やまといも	普通	11	10	10.5	2300	900	500	3000			
じねんじょ		8	7	16	3100	1200	700	4000			
野菜	根しょうが	マルチ	7		11	2300	900	500	3000		
		ハウス	3		7.5	1600	600	400	2000		
	葉しょうが	トンネル	3		7.5	1600	600	400	2000		
		露地	3		7.5	1600	600	400	2000		
	アピオス	露地	0		2	800	300	200	1000	1~2月	
葉茎菜類											
キャベツ	春どり	8	6	14						4~6月	
	秋どり	8	6	14	2300	900	500	3000		10~11月	
	冬どり	8	6	14						12~3月	
こまつな	春どり	3		10						3~5月	
	夏どり	3		5.5	1600	600	400	2000		6~9月	
	秋どり	4		10						10~11月	
	冬どり	3		8.5						12~2月	
ほうれんそう	春どり	3		6	1600	600	400	2000		3~5月	
	夏どり	4								6~9月	
	秋どり	4		10						10~11月	
	冬どり	3		12.5	2300	900	500	3000		12~2月	
しゅんぎく	秋冬どり	7	6	11.5	2300	900	500	3000		10~4月	
	春どり	6	6	5	800	300	200	1000		4~6月	
レタス	秋どり	7	5	10	1600	600	400	2000		10~11月	
	冬どり	9	7	12	2300	900	500	3000		12~2月	
	春どり	9	7	12						3~5月	
非結球レタス		7		12.5	2300	900	500	3000			リーフレタス、かきちしゃ(サンチュ等)
エンダイブ	秋冬どり	5	4	12.5	2300	900	500	3000		10~3月	
ねぎ	春どり	15	13	14	2300	900	500	3000		4~5月	
	坊主しらず	13	10	15	2300	900	500	3000		5~6月	
	夏どり	11	10	12	2300	900	500	3000		6~10月	
	秋冬どり	18	16	13	2300	900	500	3000		10~3月	

分類	作物名(作型等)		化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		化学肥料 使用量 (窒素成分量 kg/10a)	堆肥目安量(kg/10a)*				収穫期	備考
			苗購入の場合			牛ふん	豚ふん	鶏ふん	土づくり的堆肥		
野菜	葉ねぎ	春どり	4		10	1600	600	400	2000	3~5月	
		夏どり	5		9					6~9月	
		秋どり	5		10					10~11月	
		冬どり	4		11					12~2月	
	わけねぎ		14		12	2300	900	500	3000		本ぼ及び定植後に使用するもの
	たまねぎ	マルチ	8	5	12	2300	900	500	3000		
		露地	5	4	15	2300	900	500	3000	5~6月	
	葉たまねぎ	トンネル	2	2	12	2300	900	500	3000	1~3月	
	らっきょう	マルチ	3		11	2300	900	500	3000	6月	
		露地	3		11	2300	900	500	3000		
	にんにく		5		10.5	2300	900	500	3000		
	にら	ハウス・トンネル	播種または株分けから1年間19(かつ収穫1期につき2)、次の1年間19(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間17(かつ収穫1期につき2)、次の1年間19(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間17.5、次の1年間9	3100	1200	700	4000	11~6月	
		露地夏どり	播種または株分けから1年間14(かつ収穫1期につき2)、次の1年間17(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間11(かつ収穫1期につき2)、次の1年間17(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間17.5、次の1年間9					7~9月	
	みずな	春どり	2		5	800	300	200	1000	3~5月	
		夏どり	3		3.5					6~9月	
		秋どり	2		5					10~11月	
		冬どり	2		6.5					12~2月	
	ルッコラ	春どり	2		6	1600	600	400	2000	3~5月	
		夏どり	3		6					6~9月	
		秋どり	2		10					10~11月	
		冬どり	2		10					12~2月	
	チンゲンサイ		5		7.5	1600	600	400	2000	周年	
	タアサイ		5		7.5	1600	600	400	2000	周年	
	からしな	冬どり	2		10	1600	600	400	2000	2~3月	
はくさい	秋冬どり	6	4	13	2300	900	500	3000	11~1月		
べかな	ハウス秋どり	2		3.5	800	300	200	1000			
	露地秋どり	2		7	1600	600	400	2000			
セルリー	ハウス春どり	11	8	25	3900	1500	900	5000	2~3月		
根みつば		2		5	800	300	200	1000	2~4月		
大葉		10		14	2300	900	500	3000			
モロヘイヤ	露地	2		14	2300	900	500	3000	7~9月		
つるむらさき	露地	3		8.5	1600	600	400	2000			
エンサイ	露地	3		4	800	300	200	1000			
茎葉かんしょ		2	2	7	1600	600	400	2000		化学合成農薬は苗切り離し以降の使用回数	
食用なばな	秋冬どり	7		20	3100	1200	700	4000			
ブロッコリー	秋冬どり	6	5	14.5	2300	900	500	3000	10~3月	茎ブロッコリーも含む	
	春どり	6	5	14	2300	900	500	3000	5~6月	茎ブロッコリーも含む	
カリフラワー	秋冬どり	4	3	15	2300	900	500	3000	11~12月		
アスパラガス	半促成(1年目)	16		16	3100	1200	700	4000		定植年の12/31まで	
	半促成(2年目以降)	16		20.5	3900	1500	900	5000		1栽培期間は1/1~12/31	
果菜類											
トマト	促成(長期)	28	26	26	3100	1200	700	4000	10~6月		
	促成(短期)	21	19	18.5	3100	1200	700	4000	10~2月		
	半促成(収穫期2~6月)	17	16	18.5	3100	1200	700	4000	2~6月		
	半促成(収穫期4~7月)	15	14	18.5					4~7月		
	抑制	15	14	12	2300	900	500	3000			
ミニトマト	促成	23	21	28.5	3100	1200	700	4000	10~6月		
	半促成	15	13	18.5	3100	1200	700	4000	4~6月		
	抑制	16	14	11	2300	900	500	3000	8~12月		
なす	促成	34	29	32	3900	1500	900	5000	9~6月		
	半促成(短期)	19	17	24	3900	1500	900	5000	2~7月		
	半促成(長期)	20	18	30	3900	1500	900	5000	2~11月		
	トンネル	15	13	23	3900	1500	900	5000	5~8月		
	露地	13	11	17.5	3100	1200	700	4000	6~9月		

分類	作物名(作型等)		化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		化学肥料 使用量 (窒素成分量 kg/10a)	堆肥目安量(kg/10a)*				収穫期	備考
			苗購入の場合			牛ふん	豚ふん	鶏ふん	土づくり的堆肥		
野菜	ピーマン	促成	27		30.5	3900	1500	900	5000	11~6月	
		半促成(短期)	16	15	18.5	3100	1200	700	4000	4~7月	
		半促成(長期)	27	26	23	3900	1500	900	5000	4~11月	
		抑制(長期)	27	27	31	3900	1500	900	5000	7~4月	
	ししとうがらし	促成	22		23	3900	1500	900	5000	9~6月	
		半促成	13	13	18.5	3100	1200	700	4000	5~10月	苗購入の場合
		露地	8	8	18.5	3100	1200	700	4000	6~9月	苗購入の場合
	きゅうり	促成	37	36	30	4000	1500	900	5100		
		抑制	20	18	13.5	2300	900	500	3000		
		ハウス早熟	20	17	14	2300	900	500	3000		
		露地	14	13	16	3100	1200	700	4000	6~8月	
	かぼちゃ	トンネル	6	5	8	1600	600	400	2000		
		露地	6	5	8	1600	600	400	2000		
	ズッキーニ	抑制	7	6	9	1600	600	400	2000	9~1月	
		半促成	6	6	11.5	2300	900	500	3000	1~5月	
		ハウス初夏どり	8	8	8.5	1600	600	400	2000	5~8月	
	すいか	ハウス半促成	8	6	10.5	2300	900	500	3000	5~6月	
		トンネル	13	11	12.5	1600	600	400	2000	6~7月	
	小玉すいか		13	11	5	1600	600	400	2000	8~10月	
		ハウス半促成	8	6	9.5	1600	600	400	2000	5~6月	
		トンネル	14	13	10.5	2300	900	500	3000	6~7月	
	メロン	ハウス半促成	15	14	7	1600	600	400	2000	5~6月	
		トンネル	14	12	8					6~7月	
	温室メロン	夏どり隔離床栽培	11	9	8.5	1600	600	400	2000	3~8月	
		地床栽培	12	10	6.5						
	しろうり	ハウス半促成	15	15	16	3100	1200	700	4000	5~9月	苗購入の場合
		トンネル・露地	6	6	12	2300	900	500	3000	6~8月	苗購入の場合
	にがうり	ハウス夏どり	9	8	19	3100	1200	700	4000	5~8月	
		露地夏どり	9	8	20.5	3900	1500	900	5000	7~9月	
	食用とうもろこし	ハウス半促成	2		17	3100	1200	700	4000	5~6月	
		トンネル	3		17						
		マルチ	3		16						
		露地	4		13.5	2300	900	500	3000	7~8月	
	いちご	促成	21	15	18.5	3100	1200	700	4000		化学合成農薬はランナー切り離し以降の使用回数
	さやいんげん	ハウス半促成	10	9	12	2300	900	500	3000		
		トンネル	10	9	13.5						
		抑制	4	3	9.5	1600	600	400	2000		
	そらまめ	トンネル	5	4	7.5	1600	600	400	2000		
		マルチ	5	4	4.5	800	300	200	1000		
		露地	5	4	7	1600	600	400	2000	5月	
えだまめ	ハウス	3	2	2.5	800	300	200	1000			
	トンネル	3	2	2.5							
	マルチ	4	3	2.5							
	露地	5	4	3							
さやえんどう	露地	5		4.5	800	300	200	1000			
スナップエンドウ	ハウス	9		15	3100	1200	700	4000	11月~5月		
オクラ		3		11.5	2300	900	500	3000			
果樹	日本なし	清耕栽培	26		10	1200	500	300	1600		
		草生栽培			13	1800	700	400	2300		
	温州みかん		13		13.5	1800	700	400	2300		
	中・晩生かんきつ類		5		15	1800	700	400	2300		
	ゆず		7		8	1200	500	300	1600		
	レモン	露地	5		16.5	2400	900	500	3000		
		施設	7		21.5	2400	900	500	3000		
	びわ	露地	4		13.5	1800	700	400	2300		
		施設	5		8	1200	500	300	1600		
	いちじく		9		8	1200	500	300	1600		
	ぶどう		13		3	600	200	100	800		
	キウイフルーツ		3		10	1200	500	300	1600		
	かき		4		8	1200	500	300	1600		
	くり		3		8	1200	500	300	1600		
	うめ		6		7	1200	500	300	1600		
	ブルーベリー	ポット栽培以外	3		4.5	-	-	-	-	6~9月	
		ポット栽培	3		0.0288	-	-	-	-	5~7月	化学肥料使用量は「g/l」
	ラズベリー	ポット栽培以外	3		6	-	-	-	-		
		ポット栽培	3		0.045	-	-	-	-		化学肥料使用量は「g/l」

(注1) 算出根拠

①堆肥目安量: 上限ではなく、使用の目安。(根拠は別紙のとおり)

②化学合成農薬使用回数: 「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた延べ成分使用回数の1/2

③化学肥料使用量: 「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた窒素施肥量の1/2

(注2) 収穫期が基準月を越えて前後月にまたがる場合は、1ヶ月未満に限り認める

(別表－1－1別紙) 堆肥の目安量の根拠

堆肥の目安量は、環境保全及び農作物生育の面から、各作物の基肥窒素量（施肥基準に示されている量）の30%を堆肥の有効窒素成分量で代替する施用量である。
 想定した堆肥は表1のとおりであり、堆肥の有効窒素成分量は以下の式で算出できる。

$$\text{堆肥の有効窒素成分量 (kg/10a)} = \text{堆肥施用量 (kg/10a)} \times \text{窒素全量 (現物\%)} \times \text{窒素肥効率}^*(\%)$$

※窒素肥効率とは、家畜ふん堆肥に含まれる窒素の肥料としての効果を化学肥料窒素と比較した指数で、化学肥料と同等ならば100%、化学肥料の半分ならば50%である。

表1 堆肥の目安量で想定した堆肥の窒素全量と窒素肥効率

種類	水分 (%)	窒素全量 (現物%)	窒素肥効率 ³⁾ (%)
牛ふん堆肥 ¹⁾	50.7	1.14	18
豚ふん堆肥 ¹⁾	40.7	2.05	26
鶏ふん堆肥 ¹⁾	29.4	1.91	46
土づくり的堆肥 ²⁾	50.0	1.00	16

注1) 各種家畜ふん堆肥の水分及び窒素全量は「家畜ふん堆肥利用促進ナビゲーションシステム」における県内流通堆肥の平均値。

2) 土づくり堆肥の成分は、施肥基準の土づくりの効果の高い堆肥の定義（現物当たり窒素全量1%以下）に基づいたものであり、副資材入り牛ふん堆肥を想定したものである。

3) 窒素肥効率は千葉県施肥設計支援システム「エコFIT」による。

化学肥料使用量（窒素成分量）水準別の堆肥の目安量は表2のとおりである。
 ただし、以下の作物（作型）については、農作物の栄養生理等を考慮した目安量である。
 トマト（促成）、ミニトマト（促成）、きゅうり（促成）、なす（促成、半促成（2～11月収穫）、ピーマン（促成）

表2 化学肥料使用量に対応した堆肥の目安量 (kg/10a)

区分	化学肥料使用量 (窒素成分量 kg/10a)	牛ふん堆肥	豚ふん堆肥	鶏ふん堆肥	土づくり的堆肥
水稻	4.5	1,300	500	300	1,700
畑作物	1.0	400	100	100	500
	1.5～3.0	500	200	100	600
	3.5～6.0	900	400	200	1,200
	6.5～10.0	1,400	500	300	1,800
野菜	1.5～5.0	800	300	200	1,000
	5.5～10.0	1,600	600	400	2,000
	10.5～15.0	2,300	900	500	3,000
	15.5～20.0	3,100	1,200	700	4,000
	20.5～25.0	3,900	1,500	900	5,000
果樹	1.5～5.0	600	200	100	800
	5.5～10.0	1,200	500	300	1,600
	10.5～15.0	1,800	700	400	2,300
	15.5～20.0	2,400	900	500	3,000

(別表-1-2) 養液栽培「化学合成農薬の使用基準(上限)」

H27.4.1 改正

分類	品 目 数	作物名(作型等)		作 型 数	化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		収穫期	備考
						苗購入の場合		
野菜	1	養液栽培みつば		1	2	2	周年	
	2	養液栽培葉ねぎ		2	3		周年	
	3	養液栽培非結球レタス		3	5	2	周年	サラダ菜を含む
	4	養液栽培ほうれんそう		4	1	1	周年	
	5	養液栽培クレソン		5	3	2	周年	
	6	養液栽培トマト	促成(長期)	6	28	26	10~6月	
			促成(短期)	7	21	19	10~2月	
			半促成(収穫期 2~6月)	8	17	16	2~6月	
			半促成(収穫期 4~7月)	9	15	14	4~7月	
			抑制	10	15	14		
	7	養液栽培ミニトマト	促成	11	23	21	10~6月	
			半促成	12	15	13	4~6月	
			抑制	13	16	14	8~12月	
	8	養液栽培ピーマン	促成	14	27		11~6月	
半促成			15	27	26	4~11月		
9	養液栽培セルリー		16	7	6			
10	養液栽培いちご	促成	17	21	15		化学合成農薬 はランナー切り 離し以降の使用 回数	
果樹	11	養液栽培ブルーベリー	バックカルチャー	18	3		置肥しないこと	

(注1) 算出根拠

①化学合成農薬使用回数:「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた延べ成分使用回数の1/2

(別表-1-3)
特用林産物(たけのこ)「化学合成農薬及び化学肥料の使用基準(上限)」

分類	品目数	作物名(作型等)	作型数	化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)	化学肥料使用量 (窒素分量 kg/10a)	収穫期	備考
	1	たけのこ (もうそう竹)	1	0	17	12~5月	竹林の適正な密度をたもつため、親竹を年1回以上、伐竹すること。

(注1) 算出根拠

①化学合成農薬使用回数:使用しない。

②化学肥料使用量:「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた窒素施肥量の1/2

(別表－２)

化学合成農薬に含めない農薬

H29.4.26

農薬	備考
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	(附表に掲げる農薬のとおり。なお、天敵とは農薬取締法第2条第1項の規定に基づき、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第一号で定められてる特定農薬のうち天敵を指す。)
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	(注)
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。

農薬	備考
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
次亜塩素酸水	

注：本表は有機JAS規格別表2に準拠するものであるが、要領本文第4の3(1)ウただし書の規定により、展着剤の使用は、その有効成分に関わらず化学合成農薬の使用回数に含めないものとする。

(別表－ 2 附表)

天敵等生物農薬

1. 「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A(令和5年12月、農林水産省新事業・食品産業部食品製造課 他)」において「天敵等生物農薬」に該当するものとされた農薬(令和5年3月末現在)

BT水和剤、BT粒剤(生菌、死菌を問わない)	アカメガシワクダアザミウマ剤
アグロバクテリウム ラジオバクター剤	アリガタシマアザミウマ剤
イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤	イサエアヒメコバチ剤
非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤	オンシツツヤコバチ剤
キイカブリダニ剤	ギフアブラバチ剤
ククメリスカブリダニ剤	コニオチリウム ミニダンス水和剤
コレマンアブラバチ剤	サバクツヤコバチ剤
シュードモナス フルオレッセンス剤	シュードモナス ロデシア水和剤
スタイナーネマ カーポカプサエ剤	スタイナーネマ グラセライ剤
ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤	スワルスキーカブリダニ剤
タイリクヒメハナカメムシ剤	タラロマイセス フラバス水和剤
チチュウカイツヤコバチ剤	
チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤	
チャバラアブラコバチ剤	チリカブリダニ剤
トリコデルマ アトロピリデ水和剤	ナミテントウ剤
バーティシリウム レカニ水和剤	パスツーリア ペネトランス水和剤
ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤	バチルス アミロリクエファシエンズ水和剤
バチルス シンプレクス水和剤	バチルス ズブチリス水和剤
ハモグリミドリヒメコバチ剤	バリオボラックス パラドクス水和剤
ヒメカメノコテントウ剤	ペキロマイセス テヌイペス乳剤
ペキロマイセス フモソロセウス水和剤	ボーベリア バシアーナ剤
ボーベリア バシアーナ水和剤	ボーベリア バシアーナ乳剤
ボーベリア ブロニアアティ剤	ミヤコカブリダニ剤
メタリジウム アニソプリエ粒剤	ヤマトクサカゲロウ剤
ヨーロッパトビチビアメバチ剤	ラクトバチルス プランタラム水和剤
リモニカスカブリダニ剤	

2. 上記1以外の農薬

「ポリオキシン複合体」を有効成分とする農薬
デンブン液剤

(別表－3) 申請書等の様式及び提出時期等

区分	様式	提出時期等
(要綱第3の2関係) 指定申請書	様式1	第1次 4月10日まで(栽培開始5月以降) 第2次 7月10日まで(栽培開始8月以降) 第3次 10月10日まで(栽培開始11月以降) 第4次 1月10日まで(栽培開始2月以降) なお、永年性作物は、認証を受けようとする年の前年の収穫終了月を栽培開始月とする。
(要綱第3の4関係) 指定通知	様式2	—
(要綱第3の5関係) 指定要件欠格届出書	様式3	指定要件を欠く事態が生じた場合速やかに
(要綱第4の3の関係) 栽培計画書の提出	様式4	第1次 4月10日まで(栽培開始5月以降) 第2次 7月10日まで(栽培開始8月以降) 第3次 10月10日まで(栽培開始11月以降) 第4次 1月10日まで(栽培開始2月以降) なお、永年性作物は、認証を受けようとする年の前年の収穫終了月を栽培開始月とする。
(要綱第4の6関係) 計画変更申請書	様式5	変更がある品目の栽培開始前(第1次～第4次の各期限)
(要綱第4の4、6関係) 計画登録通知書	様式6	—
(要綱第4の5関係) 計画中止届出書	様式7	栽培を中止することが明らかとなった場合速やかに
(要綱第4の7関係) 農産物認証申請	様式8	収穫開始の3週間前まで
(要綱第4の9関係) 認証通知	様式9	—
(要綱第4の11(4)関係) 認証欠格届	様式12	認証要件を欠く変更が生じた場合速やかに
(要綱第5関係) 指定取消通知 認証取消通知	様式13 様式14	— —
(要綱第6の1関係) 乾燥調製等登録認定申請書	様式15	乾燥調製等開始月の前月の10日まで
(要綱第6の2関係) 乾燥調製等登録認定通知	様式16	—
(要綱第6の6関係) 乾燥調製等登録実績報告書	様式17	乾燥調製等終了後速やかに
(要綱第7関係) 乾燥調製等登録認定取消通知	様式18	—
(要綱第4の11(2)関係) 乾燥調製等記録様式	参考様式	生産者等において、米は3年、その他の品目は1年保管

注1 指定申請書及び栽培計画書の提出時期は、上記に掲げる年4次のほか、栽培開始前の限りに
おいて、農業事務所により追加設定できるものとする。

注2 要綱第4の3なお書により栽培計画書の提出と併せて認証申請を行った「もっと安心農産物」
生産組織については、収穫開始の3週間前までに、栽培管理記録簿を提出すること。

注3 様式10、11は欠番